

沖縄県警察運営総合対策委員会に関する訓令

(昭和47年11月13日沖縄県警察本部訓令第92号)

平成31年3月29日沖縄県警察本部訓令第13号

(設置)

第1条 沖縄県警察の運営について、総合的に研究、審議、推進するため、沖縄県警察本部（以下「警察本部」という。）に沖縄県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長及び委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

(1) 委員長 警察本部長

(2) 委員 警察本部の部長及び九州管区警察局沖縄県情報通信部長

(委員会の運営)

第3条 委員会は、委員会が必要と認めたときに開催するものとする。

2 委員長は、必要により委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務は、警察本部警務部警務課において処理するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、他の部課に処理させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に次の各号に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 制度部会

(2) 教養部会

(3) 生活安全対策部会

(4) 地域対策部会

(5) 刑事対策部会

(6) 交通対策部会

(7) 警備対策部会

(8) 警察通信連絡部会

(9) その他委員長が必要と認めた部会

2 部会の構成及び庶務担当課は、別表のとおりとする。

3 部会長は、部会を主宰し、委員長の命じた事項について、資料の収集、調査研究、審議し、その結果を委員長に報告するものとする。

4 部会長は、必要により、部会構成員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。

5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(分科会)

第6条 部会長は、部会の事務を処理するため分科会を置くことができる。

2 分科会の構成、運営その他必要な事項は部会長が定める。

3 分科会は、部会長から下命された特定事項について、資料の収集、調査研究、審議し、

部会長に報告するものとする。

別表（第5条関係）

専門部会の構成及び庶務担当課

部会名	部会長	構成員	庶務担当課
制度部会	警務部長	警務課長、会計課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、各部管理官及び通信庶務課長	警務課
教養部会	警務部長	警務課長、教養課長、監察課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、各部管理官及び機動通信課長	教養課
生活安全対策部会	生活安全部長	警務課長、生活安全企画課長、人身安全対策課長、地域課長、通信指令課長、少年課長、生活保安課長、サイバー犯罪対策課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、各部管理官及び機動通信課長	生活安全企画課
地域対策部会	生活安全部長	警務課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、各部管理官及び機動通信課長	地域課
刑事対策部会	刑事部長	警務課長、生活安全企画課長、地域課長、少年課長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、捜査第三課長、組織犯罪対策課長、鑑識課長、科学捜査研究所長、交通企画課長、各部管理官及び機動通信課長	刑事企画課
交通対策部会	交通部長	警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、交通規制課長交通指導課長、運転免許課長、交通機動隊長、警備第一課長、各部管理官及び機動通信課長	交通企画課
警備対策部会	警備部長	警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、警備第二課長、外事課長、機動隊長、各部管理官及び機動通信課長	警備第一課
警察通信連絡部会	情報通信部長	通信庶務課長、機動通信課長、通信施設課長、情報技術解析課長、警務課長、会計課長、教養課長、情報管理課長、地域課長、通信指令課長、刑事企画課長、交通指導課長、警備第二課長	通信庶務課